

市原市空き家バンク制度

◆空き家バンク制度とは

この制度は、空き家を貸したい・売りたい所有者と、空き家を借りたい・買いたい利用者が、市原市空き家バンクに登録し、双方合意のもとで空き家の有効活用を行い、移住・定住の促進と地域の活性化を図るものです。

◆手続きの流れ（※登録申込書は市原市ホームページからダウンロードできます）

- ①空き家を貸したい・売りたい所有者の方は、市に物件の登録を申し込みます。
※老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なものは登録できません。適正に管理され入居可能な物件が対象です。また、不動産業者に仲介を依頼している物件は登録できません。
- ②空き家を借りたい・買いたい利用者の方は、市に利用の登録を申し込みます。
- ③市は上記①②の申込みがあった場合、内容を確認のうえ、市原市空き家バンクに登録します。
また、物件については市ホームページに掲載し、情報提供をします。
- ④利用登録者は、希望物件があった場合、市に交渉の申込みをします。
- ⑤市は物件登録者に利用希望があった旨の通知をします。
- ⑥交渉・契約等は物件登録者と利用登録者の間で行いますが、物件登録者は（一社）千葉県宅地建物取引業協会市原支部へ仲介を依頼できます。（所定の仲介手数料が必要です。）

◆空き家バンク制度概要

